

平成 23 年 7 月 22 日

関係人 各位

更生会社株式会社武富士  
管財人 小 畑 英 一

## 更生計画案付議決定のお知らせ

弊社は、平成 22 年 10 月 31 日に東京地方裁判所から更生手続開始決定を受け、関係者の皆様のご協力を得ながら更生手続を遂行して参りましたが、平成 23 年 7 月 15 日、東京地方裁判所に更生計画案を提出し、本日、更生計画案を決議に付する旨の決定を受けましたので、ご報告いたします。

本更生計画案の要旨は、次頁以降に掲載しておりますので、ご参照ください。

本更生計画案の決議は、書面投票の方法により行われることとなっております。債権者の皆様のお手元に、順次、書面投票に関する書類が送付される予定ですので、お手元に届きましたら、投票用紙及び弁済受領口座指定書のご返送をお願いいたします。

書面投票期限は、平成 23 年 10 月 24 日（必着）となっておりますが、投票がされないと法律上不同意と同様の扱いとなるため、同意される意思のある債権者の皆様におかれましては、お手数をお掛けしますが、是非とも投票をいただきますようお願い致します。併せて、債権者が多数であるため、お早めの投票を重ねてお願い致します。

弊社は、関係者の皆様のご協力をいただきながら、10 月末から 11 月上旬を目処として東京地方裁判所から更生計画認可決定を受け、債権者の皆様に対し、できる限り早期の弁済を行いたいと考えております。具体的には、弁済金受領口座指定書を早期にご返送いただき、弁済の準備作業が順調に進めば、平成 23 年 12 月頃から順次弁済できる予定です。

是非とも、本更生計画案の内容についてご理解を賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上

更生計画案  
(要旨)

東京地方裁判所

平成22年(ミ)第12号

更生会社 株式会社武富士

管財人 小畑 英一

## 更生計画案の要旨の送付について

更生会社株式会社武富士（以下「更生会社」といいます）は、平成22年9月28日に東京地方裁判所に更生手続開始の申立てを行い、平成22年10月31日、更生手続開始決定を受け、以後手続を進めて参りましたが、本日、東京地方裁判所へ管財人策定にかかる更生計画案を提出致しました。

本更生計画案のポイントは以下に記載のとおりです。

今後、関係各位のご支援とご協力をいただきながら、10月末から11月上旬を目途として東京地方裁判所から更生計画認可決定を得たいと考えております。

本更生計画案へのご理解と投票へのご協力を何卒お願い申し上げます。

なお、本更生計画案の全文は大部であることから、債権者の皆様には更生計画案の要旨を送付させていただくこととなりました。全文は更生会社の本社に備え置かれておりますので、所定の手続を行っていただくことにより、閲覧することができます。

平成23年7月15日

管財人 小畑 英一

### 【本更生計画案のポイント】

- ・会社分割（吸収分割）を行い、A&P Financial Co., Ltd.グループが、更生会社の消費者金融事業を承継します。会社分割後も更生計画の遂行は管財人が行い、更生会社は最終的に清算することになります。
- ・更生債権者への弁済原資は、主として、会社分割によりスポンサーから得られる資金および資産処分や債権回収等によって得られる資金です。
- ・第1回弁済として、更生計画の認可決定から1年以内に、債権調査で確定した一般更生債権額の3.3%を弁済します。
- ・更生会社が保有するすべての資産の換価・回収が完了した時点で第2回弁済を実施します。ただし、資産の換価・回収の状況によっては、第2回弁済前に中間弁済をすることもあり得ます。

## 第1 更生計画立案までの経緯

### 1 申立てに至る経緯

更生会社は、設立以来、個人消費者に対する無担保・無保証の融資業務を行い、業界最大手の地位にあった。しかし、貸金業法旧43条のみなし弁済の要件を厳格に解する平成18年1月の最高裁判決と、これを受けた会計監査ルールの厳格化によって財務内容が急速に悪化し、また、同年12月の貸金業法の改正により、営業貸付金残高が大幅に減少することが確実となった。平成19年8月以降の米国サブプライム・ローン問題に端を発した世界的な金融危機によって、新たな資金調達も困難となった。

このような事業環境の急激な変化に対応すべく負債の圧縮に努め、経営の効率化を図ったが、過払金返還請求の増加等により急激に変化した事業環境に対応することができず、やむなく自力再建を断念し、法的手続による再建を目指すこととした。

### 2 申立てから開始決定に至る経緯

#### (1) 更生手続開始申立て

本件は膨大な債権者への対応が必要となる大規模案件であり、社会的影響も大きいことから、更生計画の遂行まで裁判所の監督が及ぶ会社更生手続が相当と判断し、平成22年9月28日、東京地方裁判所に対して更生手続開始の申立てを行った。

東京地方裁判所は、同日付で弁護士小畑英一を保全管理人に、須藤英章弁護士を調査委員に選任した。保全管理人は19名の弁護士を保全管理人代理・補佐に選任し、会計業務を委託した会計士を加えて保全管理人団を組織した。

#### (2) 本更生手続の特色

本件には以下のような特色があり、各場面でこれに配慮した対応が求められた。

項目	主たる特色
過払債権者	<ul style="list-style-type: none"><li>・更生債権者の大部分が過払債権者であり、その数は200万名を超える。</li><li>・利息制限法所定の利率に基づく引き直し計算を行うことによって、貸付残高のある顧客が過払債権者となる場合が相当数ある。</li><li>・借入を家族に対して秘密にしている顧客が多数存在する。</li></ul>
訴訟手続等	<ul style="list-style-type: none"><li>・約1万7000件の過払金返還請求訴訟、約800件の強制執行事件が全国各地の裁判所に係属している。</li><li>・貸金返還請求訴訟等が、全国の裁判所に約2000件係属している。</li></ul>
金融取引	<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模な社債発行や営業貸付債権の譲渡による資金調達を行っている。</li></ul>

#### (3) 保全期間中の対応

申立直後の混乱を防止し、更生会社に対して過払債権を主張していなかった者（潜在的過払債権者）を含めた債権者の権利行使の機会を確保すべく、以下の対応をとった。

ア 記者会見，関係人説明会等

東京証券取引所において申立日に記者会見を行った。また，東京と大阪で関係人説明会を開催し，更生手続開始申立てに至る経緯説明および質疑応答を行うとともに，ホームページや新聞広告を用いて，更生手続に関する情報提供を行った。

イ 社債権者への情報提供等

更生会社には，申立日においてグローバル債 6 億 4500 万ドル，国内債 300 億円，ユーロ債 70 億 5250 万円の未償還残高があった。このうち，国内債については，株式会社証券保管振替機構宛に期限の利益喪失事由が発生した旨の通知を行った。また，社債権者からの問い合わせ窓口として専用の電話番号を設置し，ホームページ上で情報提供を行った。

ウ 本社コールセンターの設置

申立直後に 300 本の電話回線と約 500 名の従業員で構成されるコールセンターを本社に設置した。電話があった債権者に対して債権届出書の送付の意思確認と失権の可能性を告知し，権利行使の機会の確保に努めた。

エ 引き直し計算

既に取りを終了している顧客も対象として，以下の基本方針に従い，引き直し計算を行った。その結果，平成 22 年 6 月末日現在 5100 億円あった営業貸付金の残高は，同年 10 月末日現在には，引き直し計算後の財産評定前の帳簿価格で約 750 億円にまで減少した。

基本方針
① 利息制限法所定の利率により引き直し計算を行う。
② 過払金に利息 5%を付加する。
③ 遅延損害金（顧客側の支払遅滞による約定遅延損害金）は付加しない。
④ 別口座取引は口座毎に引き直し計算を行ったうえで合算する。
⑤ 取引履歴のオンライン化以前からの顧客は「推定ゼロ計算」を行う。
⑥ 過払金元金の算出基準日は更生手続開始申立日とする。

オ 訴訟手続，営業貸付金の回収

訴訟手続や強制執行手続等が多数係属していたことから，裁判所に対し，訴訟手続の中断や強制執行手続の中止等について記載した連絡文書を送付した。申立時点では引き直し計算が完了していなかったため，貸付債権が残るか否か明確ではない顧客に対する積極的な回収を一旦停止した。

(4) 調査委員による調査

調査委員は，平成 22 年 10 月 28 日付で，開始原因の有無等の調査結果を記載した調査報告書を裁判所に提出した。報告書では，管財人が採用した引き直し計算方法が相当なものであり，更生会社は申立日現在，大幅な債務超過に陥っているとの報告がなされた。役員等の責任については，社外の専門家を構成員とする調査委員会を設置し，同委員会による慎重な調査を行うことが望ましい旨報告された。

### 3 更生手続開始決定後の経過

#### (1) 更生手続開始決定

平成 22 年 10 月 31 日、東京地方裁判所は更生手続開始決定を行い、保全管理人であった弁護士小畑英一を管財人に選任した。管財人は、保全管理人団の 19 名の弁護士を管財人代理・補佐に選任し、会計士団を加えて管財人団を組織した。

同時に調査命令が発令され、引き続き須藤英章弁護士が調査委員となり、調査命令で定められた事項について調査を行うことになった。

#### (2) 更生手続開始決定後の対応

項目	主たる対応
業務執行体制	指揮命令を管財人室に一本化し、管財人団が常駐する体制を敷いた。管財人団内部に複数のプロジェクトチームを発足させ、関連部署と緊密に連携を取りながら更生手続を進めた。
店舗の統廃合	開始決定日には有人店舗 140 店、無人店舗 402 店であったが、経営合理化のため、平成 23 年 6 月より、有人店舗を 52 店舗に縮小する統廃合を進めている。
資産処分・関係会社の処理	不動産、美術品、有価証券および関係会社株式等について、順次相당한方法で売却手続を進めている。
人事・労務	組織改革を進め、新たな賃金制度を導入した。また、店舗統廃合に伴う配置転換等の対応を行っている。
訴訟手続等	中断した訴訟手続等につき、裁判所に対して連絡文書を一斉に送付した。貸金返還請求訴訟等については、受継したうえで、引き直し計算の結果に従い一部請求金額を減縮するなどの措置をとった。貸付金の回収のために新たな訴訟提起等も順次行っている。
契約関係の見直し	ホストコンピュータ等のシステム関連、大型の宣伝用看板、クレジットカード事業、ATM・無人契約機および完済顧客に関する台帳管理等に関する契約関係を、抜本的に見直した。
財産評定	公認会計士による財産状況の調査に基づき財産評定と更生担保権の担保価値評価を行った。最終的な財産評定書の提出は更生債権等の確定手続を踏まえて行った。

#### (3) 過払債権者関係

##### ア 開始決定通知

更生手続開始決定の時点で既に更生会社に対して過払金返還請求権を行使している者については、順次、開始決定通知書および債権届出書類を送付した。また、潜在的過払債権者については、更生手続の開始が報道でも大きく取り上げられていたことや、以下の特性を踏まえ、各種媒体を用いて開始決定通知と債権届出の必要性の周知を図った。

各種媒体を用いた通知に加えて、債権届出の機会を確保するために、債権者の

状況に応じて、電話、圧着葉書の送付ないし ATM の画面・利用明細による告知等の個別連絡による注意喚起を行った。

〔潜在的過払債権者の特性〕

- ① 債権者であることの認識に乏しい
- ② 引き直し計算の結果、債務者から債権者に転じる顧客が相当数ある
- ③ 借入の事実を秘密にしている場合が多い
- ④ 住所の特定が困難な場合がある

イ コールセンター対応

コールセンターを更生手続の中核を担う部門と位置付け、300本の電話回線を敷設して、約500名の従業員が受電業務を担当した。平成23年6月末までの受電対応件数は延べ175万件に及んだ。

ウ 債権届出および債権調査手続

円滑な債権届出のため、債権届出書には、原則として、管財人による引き直し計算後の金額を予め印字し、引き直し計算書も同封した。約91万件という多数の債権届出の調査を定められた期間内に正確に行うためには、債権届出の申出受付から債権調査業務までを一貫して処理し得る専用のシステムを構築することが必要であった。また、債権調査室を設置し、従業員約170名を配属した。

(4) 社債権者関係

ア グローバル債

信託証書によれば、社債権者は登録社債権者のみとされていることから、登録社債権者を債権者として扱った。債権届出に関しては、信託証書に従い、受託者が登録社債権者のために手続を行った。

登録社債権者は自ら意思決定を行わないため、更生計画案に対する議決権行使に関して、受益権者の意思を個別に確認する必要がある。信託証書上、権利の一部免除には全員の賛成が必要と規定されているが、会社更生法の決議に関する規定を踏まえ、受益権者からの賛否をそのまま本更生手続における議決権の内容として反映させることとなる。また、グローバル債の社債券および信託証書は、更生計画認可決定により、本更生計画に反しない限り、①受託者が本更生計画およびインストラクションに従って配当を受領し、これを受益権者に分配すること、および、②受託者がその報酬に関し、受益権者への分配に対する優先権を主張すること、という目的の範囲を除いてすべて効力を失う。なお、本更生計画に基づくグローバル債に関する弁済がすべて完了したときに、信託証書はすべての効力を失う。

イ 国内債

社債権者を直接把握することができないことから、ホームページと株式会社証券保管振替機構を通じた情報提供を行った。その結果、社債権者から未償還元本残高全額の債権届出がなされた。債権認否は、「社債、株式等の振替に関する法律」277条の規定による証明書に基づき行った。

## ウ ユーロ債

信託証書によれば、社債権者は登録社債権者のみとされていることから、登録社債権者を債権者として扱った。債権届出に関しては、信託証書に従い、受託者が登録社債権者のために手続を行った。

更生計画案に対する受益権者の意思の確認は、社債権者集会によりこれを行い、開催の通知や情報提供およびその後の受益権者に対する配分等に関しては、本更生計画に反しない限り信託証書記載の手続による。

## (5) スポンサー選定

### ア 基本方針

資金調達力に欠ける更生会社が自力で新規貸付を再開することは困難であり、事業価値の劣化を防ぐためには、資金力と信用力を有するスポンサーによる支援が必要不可欠であった。また、裁判所の監督下にある更生会社としては、スポンサーにおける法令遵守体制の確立も選定基準の一つとして重要であった。

更生会社は営業貸付金のみならず、老舗の消費者金融業者としての高い知名度、与信・回収に関するノウハウや顧客基盤、指揮命令系統が行き届いた組織体制など無形の資産も有していた。債権者に対する弁済を最大化するためには、既存の営業貸付金の評価に加え、かかる無形の資産に積極的価値を見出すスポンサーによる支援を受けることが求められた。

管財人は、スポンサー選定手続を進めるにあたっては、事業または資産の一体的処分には固執せず、その一部について高い評価を示す買受希望者が現れた場合は、事業または資産の部分的売却など臨機応変な対応も視野に入れて、更生会社の弁済原資の最大化に努めた。

### イ スポンサー選定の経緯

選定の公平性、透明性を確保するため株式会社新生銀行をフィナンシャル・アドバイザーに選定し、平成 22 年 10 月からスポンサー選定手続を開始した。

管財人は、広く候補者を募り、趣意書を提出した者から、第 1 次入札を経て、事業計画の内容、ビジネスモデル、再建スキームおよびスポンサーへの意欲等について総合的に検討した結果、第 2 次プロセスに進む候補者 5 社を選定した。

第 2 次プロセスでは、事業の評価額、候補者が想定する事業計画、資金調達方法等に関し法的拘束力のある最終入札書を提出するよう求め、最終入札期日である平成 23 年 3 月 31 日に、複数の候補者から有効な入札書の提出を受けた。

管財人は、各候補者から提出を受けた入札書につき、支援金額、承継される従業員数、法令遵守の意識・体制、事業計画の実現可能性等の入札内容を、裁判所、調査委員および監督官庁の意見も踏まえて総合考慮し、平成 23 年 4 月 27 日、裁判所の許可を得て、韓国において「Rush & Cash」ブランドを展開し、貸付残高約 1470 億円、従業員数約 1400 名（平成 23 年 3 月現在）を擁する韓国消費者金融最大手の APRO ファイナンシャルグループの中核会社である A&P Financial Co., Ltd. (A&P 社) をスポンサーに選定した。



#### (6) その他の重要な事項

##### ア 法人税の還付請求

管財人は過去の取引について利息制限法所定の利率により引き直し計算を行い、この結果をもとに債権調査を行った。このうち、過払債権者については、約1兆3800億円の債権届出を受け、その大部分が異議なく確定した。

そこで、担税力に見合った課税という税法の基本原則に立ち返り、過去の各事業年度に計上した課税所得を、財産評定および債権調査手続の結果を反映した金額に修正し、過去の各事業年度に納税した額の全部または一部の還付を受けるべく、平成22年12月28日および債権調査手続を経て債権が確定した後である平成23年7月12日に税務署に対して更正請求の手続を行った。

更正請求に関する権利関係が確定するまでには相当程度の期間を要する見込みであるが、還付が実現した場合には、第2回弁済の原資とする。

##### イ 損害賠償請求訴訟

更生会社は、社債の実質的早期償還を目的として購入した仕組債に関し、当該仕組債が抱えるリスクの説明を怠ったことなどを根拠とする約290億円の損害賠償請求訴訟を、これを組成・販売した証券会社を相手方として、平成22年4月28日付で東京地方裁判所に提起していた。

同訴訟の終結までには相当程度の期間を要する見込みであるが、回収が実現した場合には、第2回弁済の原資とする。

##### ウ 経営責任調査

調査委員の委嘱を受けた経営責任調査委員会（委員長：梶谷剛弁護士）が、平成23年5月31日付で調査報告書を調査委員に提出した。これを受けて、調査委員から、以下の各事項に関し役員等責任査定請求等を行うことが相当である旨の意見が示された。管財人は、これらの意見を踏まえて、今後、損害賠償請求等を行う予定であり、回収が実現した場合には、第2回弁済の原資とする。

- ・平成22年3月期期末配当約20億円
- ・盗聴事件に関し更生会社が負担した訴訟費用・和解金等約1億6400万円
- ・反社会的勢力との関係解消の交渉にあたった更生会社の元社員に対する報酬の支払いに関し更生会社が負担した訴訟費用7126万円
- ・平成15年12月から平成16年6月までの間の元取締役の顧問報酬約941万円

##### エ その他

上記のほか、できる限り弁済原資を確保するという観点から、引き直し計算の結果を前提に、一定時期以降に配当を受けた大株主（創業家）に対し、当該配当の返還を求めることなどを、法的問題・回収可能性等を踏まえて検討し、これが実現した場合には、第2回弁済の原資とする。

#### 4 今後の事業方針

韓国消費者金融最大手のAPROファイナンシャルグループの一員として、個人消費者の資金需要の健全な受け皿になるべく事業を推進する。

また、「武富士」ブランドを継続使用し、既存の営業チャネル・人員の効率的な

配置によるローコストオペレーションとともに、内部統制や監査体制の一層の強化によるコンプライアンスの徹底を実現し、顧客数の増加を主眼とした営業貸付金残高の拡大を目指す。

## 第2 業務および財産の状況

### 1 業務の状況

更生会社は、平成21年12月には新規顧客への少額貸付を除く貸付を全面的に停止し、更生手続開始申立後は一切の貸付を停止している。

更生手続開始決定日現在の従業員数は、2,331名(パート452名、嘱託40名含む)であったところ、基準日(平成23年3月31日)現在の従業員数は2,048名(パート397名、嘱託36名含む)である。

### 2 財産の状況【別表1 損益計算書、貸借対照表、清算貸借対照表】

更生手続開始決定日の翌日から基準日までの損益の状況は、損益計算書に記載のとおりである。

開始決定日現在における帳簿価額による財産の状況、会社更生法に基づく財産評定ならびに債権調査により修正された開始決定日および基準日現在の財産の状況は、貸借対照表に記載のとおりである。

基準日現在における破産を前提とした財産の状況については、清算貸借対照表のとおりであり、一般債権総額に対する清算配当率は1.92%(ただし、過払債権について全債権者からの債権届出を基準とすると1.20%)である。

## 第3 更生計画の基本方針

### 1 再建の基本方針

更生会社は、法令遵守体制を維持しつつ、個人消費者の資金需要に応えるため、会社分割によってスポンサーであるA&P社のグループ会社に消費者金融事業を承継させ、A&P社の支援のもとで事業の再建を図る。

### 2 更生計画の基本的な考え方

#### (1) 弁済の方法

主たる弁済原資は、会社分割によりスポンサーから得られる資金および資産処分や債権回収等によって得られる資金である。法人税の還付請求、証券会社および旧役員に対する損害賠償請求等により得られた資金も弁済原資となり得るが、請求権が確定して回収に至るまでには相当程度の時間を要することから、更生計画案提出時点では弁済原資となる金額が確定していない。

そこで、更生計画認可決定後速やかに第1回弁済を実施するとともに、その後の回収金等から共益債権等を控除した残額をすべて第2回弁済に充てる。ただし、管財人は、換価・回収の状況から、裁判所の許可を得て第2回弁済よりも前の段階で中間弁済をすることができるものとする。

本更生手続における一般更生債権者は約 91 万人と膨大な数であることから、一般更生債権の第 1 回弁済は、更生計画認可決定日から 1 年以内に行うこととした。ただし、管財人は、振込先の通知等を早期に受領した場合、速やかに振込手続を進める予定である。

## (2) 弁済率の根拠

### ア 第 1 回弁済

主たる弁済原資は、会社分割によりスポンサーから得られる資金および以下の資産処分や債権回収等によって得た資金である。

- ① 営業貸付金・閉鎖店舗の保証金・その他の債権の回収
- ② 不動産・有価証券・美術品の売却
- ③ 子会社株式の売却および子会社が保有する不動産売却後の配当

上記資金から、将来の共益債権の支払や弁済に要する費用および更生担保権や優先的更生債権等の金額を控除し、想定される一般更生債権の額に対する割合を計算して、弁済率は 3.3%とした。これは更生会社の破産を前提とした清算配当率を上回るものである。

また、債権者のほとんどが過払債権者であるため、弁済率は一律とし、債権額や債権の内容による差は設けないこととした。

### イ 第 2 回弁済

主たる弁済原資は、法人税の還付請求、証券会社および旧役員に対する損害賠償請求等による回収金、その他換価未了の資産の売却代金である。

弁済率は、更生会社の全資産の換価・回収が完了し、その時点での現預金から共益債権等を控除した残額を、弁済対象となる一般更生債権の合計額で除すことによって算出される。そのため、現時点で弁済率を想定することは困難であるが、仮に、管財人によるこれらの請求が認められ、その回収が実現した場合には、相当程度の弁済が可能となる。

## 第 4 更生債権等に関する権利の変更等【別表 2 弁済・納付計画総括表】

### 1 更生担保権

確定更生担保権全額を、更生計画認可決定日から 3 か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。

### 2 優先的更生債権

#### (1) 租税等の請求権

租税等の請求権については以下のとおり免除を受け、免除後の金額を更生計画認可決定日から 3 か月を経過する日の属する月の末日までに納付する。

ア 開始決定日から 1 年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日）までの間に生じる延滞金等は、徴収する権限を有する者の意見を聴き、全額の免除を受ける。

- イ 開始決定日の前日までの延滞金等および開始決定日から 1 年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、全額の免除を受ける。
- ウ 更生計画認可決定日以降、完納に至るまでの間に生じる延滞金等は、徴収する権限を有する者の意見を聴き、全額の免除を受ける。
- エ 上記アおよびイについては更生計画認可決定日に、ウについては完納時に免除を受ける。ただし、イについて徴収する権限を有する者の同意を更生計画認可決定日以後に得たときは、当該同意を得た日に免除を受ける。

## (2) 労働債権

退職金債権については、確定債権額のうち、元本ならびに開始決定日の前日までの利息および損害金の請求権（元本等更生債権）を更生計画認可決定日から 3 か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。本更生計画案提出後、更生計画認可決定日の前日までの間に退職した従業員にかかる退職金請求権について、会社更生法 140 条 2 項の規定に基づく届出がなされ、当該債権が確定したときも同様とする。開始後利息等については、更生計画認可決定日に全額の免除を受ける。

確定給付企業年金規約に基づく特別掛金の拠出義務のうち、優先的更生債権に相当する部分は、同規約の定めに従って全額を弁済する。

## 3 一般更生債権

### (1) 権利の変更

#### ア 権利の変更の原則

元本等更生債権については、第 2 回弁済が行われたときは当該弁済時に、弁済額を控除した元本等更生債権の残額について、その全額の免除を受ける。第 2 回弁済を行わないことにつき裁判所の許可を得た場合は、その旨をホームページまたは日刊新聞に掲載した日に、その全額の免除を受ける。開始後利息等については、更生計画認可決定日に全額の免除を受ける。

#### イ 子会社債権の権利の変更

更生会社の 100%子会社である共立エステート株式会社が有する更生債権は、更生計画認可決定日に確定債権額全額の免除を受ける。

#### ウ 国内債の権利の変更

国内債にかかる更生債権については、更生計画認可決定日に指名債権に権利変更したうえで、上記アの適用を受ける。

## (2) 弁済方法

### ア 第 1 回弁済

元本等更生債権の 3.3%に相当する金額を、更生計画認可決定日から 1 年を経過する日の属する月の末日までに弁済する。

## イ 第2回弁済

すべての更生債権等の額が確定するとともに、更生会社が保有する全資産の換価・回収が完了し、その時点での現預金から共益債権等を控除した残額につき実施する。ただし、更生会社が保有する全資産の換価・回収が未了の段階であっても、資産の換価・回収の状況に応じて、裁判所の許可を得て中間弁済をすることができる。

第2回弁済は、元本等更生債権の額に、第2回弁済の弁済率を掛けた金額を、すべての更生債権等の額が確定した日または全資産の換価・回収が終了した日のいずれか遅い日から1年を経過する日の属する月の末日までに弁済する。

第2回弁済の弁済率は、右のとおり更生会社が保有する現預金から、未払の共益債権や清算手続に必要と見込まれる費用等を控除して算出する。

(第2回弁済率の計算式)

$$\frac{a-b-c-d-e}{f}$$

- a 更生会社が保有する全資産の換価・回収が完了した時点の現金・預金
- b 未払共益債権
- c 更生会社の清算手続に必要と見込まれる一切の費用
- d 第2回弁済に要する費用
- e 第1回弁済の弁済未了の合計額
- f 弁済対象となる元本等更生債権の合計額

## 4 弁済に関するその他の事項

項目	内容
弁済・納付の場所等	弁済時における更生会社の本店所在地。ただし、更生債権者等が指定する日本国内の預貯金口座に振り込む方法により弁済することができる。振込手数料は、更生会社の負担とする。
放棄、取下げの取扱い	更生債権等の一部の放棄または取下げがなされた場合、権利の変更および弁済方法の定めは残債権額を基準として適用する。
債権譲渡等の取扱い	更生債権等の譲渡または移転がなされたときは、更生計画の権利の変更および弁済方法の定めは、譲渡または移転前の債権額を基準とする。なお、一部譲渡または移転の場合には、新旧権利者双方がその債権額で按分して弁済を受け、免除額を負担する。
端数処理	弁済方法の定めによって更生債権等の弁済額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。
外貨建債権の弁済	外貨建債権に対する弁済は、確定債権額を更生手続開始決定日において日本円に換算した金額（1米ドル当たり80.90円。1円未満の端数切下げ）について、第4の定めを適用する。
利息・損害金の弁済充当	本更生計画の定めによる弁済には、利息および損害金を付さない。更生債権に利息および損害金を含む場合の充当は、損害金、利息、元本の順とし、別段の定めのない限り、同じ性質の債権は発生の古いものから順次充当する。

## 第5 未確定更生債権等の措置

### 1 未確定更生担保権

未確定更生担保権について、当該債権者の未確定更生担保権が確定したときは、以下のとおり弁済する。

#### (1) 更生担保権として確定した額

##### ア 供託金にかかる更生担保権

供託金にかかる更生担保権については、更生担保権者が管財人に対して、管財人が供託金を取り戻すために必要な書類を提出するのと引き換えに、更生担保権として確定した額につき、未確定更生担保権が確定した日から3か月を経過する日の属する月の末日または供託金を取り戻すために必要な書類を管財人に提出した日から1か月を経過する日の属する月の末日のいずれか遅い日までに弁済する。

##### イ 商事留置権にかかる更生担保権

商事留置権にかかる更生担保権については、更生担保権として確定した額につき、未確定更生担保権が確定した日から3か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。

#### (2) 一般更生債権として確定した額

第4、3の定めを適用する。ただし、第1回弁済については、未確定更生担保権が確定した日から3か月を経過する日の属する月の末日または更生計画認可決定日から1年を経過する日の属する月の末日のいずれか遅い日までに弁済する。

### 2 未確定優先的更生債権

未確定優先的更生債権が確定したときは、第4、2、(2)の定めを適用する。この場合、未確定優先的更生債権が確定した日から3か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。

### 3 未確定一般更生債権

未確定一般更生債権部分が確定したときは、一般更生債権として確定した全額につき、第4、3の定めを適用する。ただし、第1回弁済については、更生計画認可決定日から1年を経過する日の属する月の末日または未確定一般更生債権が確定した日から3か月を経過する日の属する月の末日のいずれか遅い日までに弁済する。

## 第6 担保権等の措置

### 1 存続する担保権

存続する担保権は、更生計画認可決定後も更生担保権額の限度で存続する。存続する担保権の種類は、リース、所有権留保、供託金にかかる更生担保権および商事留置権である。ただし、供託金にかかる更生担保権および商事留置権は、全件が未確定である。

この場合、担保権は、第4、1の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。リースおよび所有権留保にかかる担保権の目的物の所有権は、弁済が完了するまでは当該更生担保権者に帰属し、弁済が完了した後は、当該更生担保権者の同意を得て管財人に移転することができる。

## 2 未確定の更生担保権が確定した場合の措置

未確定の更生担保権が確定した場合は、担保権は、確定した更生担保権額の限度で存続し、第5、1の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。

## 3 存続しない担保権の措置

存続する担保権以外の更生会社の財産の上に設定されたすべての担保権は、更生計画認可決定日に消滅する。

## 第7 弁済資金の調達方法等

### 1 弁済資金の調達方法

弁済資金は、①現預金、②会社分割により更生会社に交付される金銭、③その他資産処分および債権回収による回収金等である。

### 2 予想超過収益金の使途

更生手続の遂行に必要な費用および弁済資金に充てる。

### 3 共益債権等の弁済

#### (1) 共益債権

開始決定日から基準日までに支払った共益債権は、総額163億円（人件費31億円、税金・社会保険料13億円、地代家賃8億円、引き直し計算後の貸付残高のない顧客からの申立日以降の入金分の返金62億円、その他経費49億円）である。

また、基準日現在の未払共益債権の残高は、総額89億円（人件費3億円、税金・社会保険料2億円、引き直し計算後の貸付残高のない顧客からの申立日以降の入金分の返金81億円、その他経費3億円）である。

未払共益債権および基準日の翌日から更生手続終了までの間に生じる共益債権は、随時弁済する。

#### (2) 会社更生法47条5項後段に基づく弁済

退職者への退職金債務のうち確定給付企業年金からの給付の一部について、裁判所の許可を得たうえで、24名に対し、総額2718万7416円を弁済した。本更生計画案提出から更生計画認可決定までの間に会社更生法47条5項後段による弁済の必要が生じた場合は、裁判所の許可を得たうえで、弁済する予定である。

## 第8 会社の措置

### 1 会社分割

- (1) 吸収分割を行い、更生会社の消費者金融事業を以下の A&P 社のグループ会社(承継会社)に承継させる。ただし、分割期日までの間、裁判所の許可を得て、吸収分割の条件および内容を変更することができる。

「アプロ株式会社」(東京都新宿区西新宿八丁目 15 番 1 号 所在)

- (2) 承継会社が承継する権利義務は、【別表3 承継する資産等一覧表】記載のとおりとし、債務については免責的債務引受けの方法により承継する。
- (3) 吸収分割に際して承継会社が更生会社に対し交付する金銭は 282 億 6353 万 0368 円とする。

ただし、承継する資産または負債の増減がある場合には、裁判所の許可を得て、金額の調整を行うものとする。

- (4) 分割期日は、更生計画認可決定日から 1 か月を経過するまでの間において管財人が定める日とする。ただし、合理的な必要がある場合には、裁判所の許可を得て、これを変更することができる。
- (5) 定款の変更による更生会社の新たな商号は、「TFK 株式会社」(東京都新宿区西新宿八丁目 15 番 1 号 所在)とする。

### 2 株主の権利変更等

- (1) 更生会社の資本金、資本準備金および利益準備金を、更生計画認可決定日にそれぞれ全額減少させる。
- (2) 更生計画認可決定後最初に行う募集株式の発行の効力が生じる日をもって、更生会社の発行済株式のすべてを無償で取得して消却する。
- (3) 以下のとおり募集株式を発行する。

項目	内容
募集株式の数	10 株
1 株当たりの払込金額	100 円
払込期間	更生計画認可決定日から 1 か月を経過する日までの間とする。ただし、合理的な理由がある場合には、裁判所の許可を得て払込期間を延長することができる。
増加する資本金の額	1,000 円

- (4) 募集株式は、裁判所の許可を得て管財人が指定する者に割り当てる。
- (5) 更生会社の発行済新株予約権のすべてを更生計画認可決定日に無償で取得して消却する。
- (6) 更生手続中は、株主に対する剰余金の配当を行わない。



### 3 定款の変更

更生会社の変更後の定款は、【別表4 定款】のとおりとする。

管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。

### 4 役員を選任等

更生計画認可決定日現在の更生会社の取締役、監査役および会計監査人は、更生計画認可決定日をもってすべて退任し、新しい取締役および監査役は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。

任期内に役員の変更、補充もしくは増員の必要が生じたとき、または役員の任期が満了したときは、管財人が裁判所の許可を得て選任する。

### 5 会社の解散および清算

(1) 更生会社は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て決定する日に解散する。

(2) 更生会社の清算人は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。

(3) 管財人は、清算人の変更、補充または増員の必要が生じたときは裁判所の許可を得てこれを行う。

(4) 管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理、処分、租税等の請求権の納付、更生債権者等に対する弁済、その他更生計画の遂行および会社の清算に必要な業務を行う。

## 第9 その他必要的記載事項等

### 1 争いの落着しない権利に関する措置

更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは、管財人において訴訟、和解または調停等を遂行する。和解または調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可（包括許可を含む）を得て行う。

### 2 その他必要的記載事項

会社更生法 167 条 1 項 6 号および 7 号に該当する事項はない。

以上

## 損益計算書、貸借対照表、清算貸借対照表

## I. 損益計算書（自：平成22年11月1日 至：平成23年3月31日）

(単位:百万円)

科目	金額
[営業収益]	3,350
[営業費用]	10,012
営業損失	6,662
[営業外収益]	36
[営業外費用]	54
経常損失	6,680

(注) 損益計算書は、財産評定前の帳簿を基礎として作成している。

## II. 貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部				負債・純資産の部			
科目	開始決定日		基準日	科目	開始決定日		基準日
	財産 評定前	財産 評定後	財産 評定後		財産 評定前	財産 評定後	財産 評定後
[流動資産]	92,168	76,961	67,983	[流動負債]	12,537	12,413	8,954
[固定資産]	30,496	16,494	16,451	[固定負債]	2,079	23,126	17,255
(有形固定資産)	15,160	5,448	5,412	[更生債権等]	2,540,900	1,515,749	1,515,520
(無形固定資産)	1,171	—	—	負債合計	2,555,516	1,551,288	1,541,729
(投資その他)	14,165	11,046	11,039	[株主資本]	△ 2,433,045	△ 1,458,031	△ 1,457,493
				[その他]	193	198	198
				純資産合計	△ 2,432,852	△ 1,457,833	△ 1,457,295
資産合計	122,664	93,455	84,434	負債・純資産合計	122,664	93,455	84,434

(注1) 更生債権等については、各貸借対照表の作成時点における集計金額により計上している。

(注2) 基準日における更生債権等の内訳は以下のとおりである。

(単位:百万円)

一般更生債権	1,509,890
優先的更生債権	1,329
更生担保権	62
未確定更生債権	3,995
未確定更生担保権	244

## III. 清算貸借対照表（基準日現在）

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
[流動資産]	51,575	[流動負債]	8,954
[固定資産]	11,537	[固定負債]	2,913
(有形固定資産)	3,675	[破産債権等]	1,868,870
(無形固定資産)	—	[清算費用等]	14,036
(投資その他)	7,862	内、優先債権・別除権等	27,234
		内、一般債権	1,867,539
資産合計	63,112	負債合計	1,894,773

(注) 「破産を前提とした清算配当率=(資産合計-優先債権・別除権)÷一般債権」は、1.92%である。

(ただし、全債権者からの債権届出を基準とした場合は、1.20%である。)

## 弁済・納付計画総括表

【別表2】

(単位：円)

債権の種類	債権の分類	件数	確定債権額	第1回弁済額	第2回弁済額	免除額	弁済時期	
更生担保権	リース	4	59,141,584	59,141,584	/	0	※1	
	所有権留保	1	3,475,395	3,475,395	/	0	※1	
優先的更生債権	租税公課	579	563,989,114 及び額未定 (届出債権額)	563,989,114	/	額未定 ※2	※1	
	労働債権	退職手当	50	93,093,300	93,093,300	/	0	※1
		特別掛金	1	666,154,295	666,154,295 ※3	/	0	※3
一般更生債権	過払債権	915,588	1,386,146,984,994 及び額未定	45,743,294,519	額未定	額未定 ※5※6	※4	
	未受額配当金	1,725	16,103,724	532,203	額未定	額未定 ※6	※4	
	一般取引債権等	544	94,041,529,809 及び額未定	3,103,370,720	額未定	額未定 ※5※6	※4	
	うち社債	12	92,129,638,777 及び額未定	3,040,278,083	額未定	額未定 ※5※6	※4	
	子会社債権	1	29,701,183,730 及び額未定	0	/	29,701,183,730 及び額未定 ※7	/	
合計			1,511,291,655,945 及び額未定	50,233,051,130	額未定	29,701,183,730 及び額未定		

外貨建債権に対する弁済は、確定債権額を更生手続開始決定日において日本円に換算した金額（1米ドルあたり80.90円。1円未満の端数切下げ）によって行う。

- ※1 更生計画認可決定日から3か月を経過する日の属する月の末日までに一括弁済（納付）する。
- ※2 更生手続開始決定日から1年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があるときは、その更生計画認可決定日）までの間に生じる延滞金等については、徴収する権限を有する者の意見を聴き、更生計画認可決定日に全額の免除を受ける。更生手続開始決定日の前日までに生じる延滞金等及び更生手続開始決定日から1年を経過する日の翌日から更生計画認可決定の前日までの延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、更生計画認可決定日（更生計画認可決定日以後に同意を得た場合は、同意を受けた日）に全額の免除を受ける。更生計画認可決定日以降、完納に至るまでの間に生じる延滞金等については、徴収する権限を有する者の意見を聴き、完納時に全額の免除を受ける。
- ※3 確定給付企業年金規約の定めに従って弁済する。
- ※4 第1回弁済については、更生計画認可決定日から1年を経過する日の属する月の末日までに弁済する。第2回弁済は、すべての更生債権等の額が確定した日または更生会社の全資産の換価・回収が終了した日のいずれか遅い日から1年を経過する日の属する月の末日までに弁済する。
- ※5 開始後利息等については、更生計画認可決定日に全額の免除を受ける。
- ※6 第2回弁済が行われたときは当該弁済時に、弁済額を控除した元本等更生債権の残額について、その全額の免除を受ける。第2回弁済を行わないことにつき裁判所の許可を得た場合は、その旨をホームページまたは日刊新聞に掲載した日にその全額の免除を受ける。
- ※7 更生計画認可決定日に全額の免除を受ける。

## 承継する資産等一覧表

## 1. 資産

整理番号	資産の種類	備考
1	営業貸付金	
2	未収営業貸付金利息	遅延損害金を含む。
3	敷金保証金	承継対象店舗にかかる店舗差入保証金及び承継する取引契約に関する保証金のみを対象とする。
4	前払費用	承継対象店舗にかかる賃料・共益費・看板料・駐車場料金のみを対象とする。
5	建物・附属設備	承継対象店舗にかかる建物・附属設備及び構築物のみを対象とする。但し、システムのダウンサイジングにより不要になるものを除く。
6	構築物	
7	器具備品	消費者金融事業にかかる器具備品のみを対象とする。
8	ソフトウェア（仕掛品を含む）	システムのダウンサイジングにより不要になるもの及び更生手続のみに使用するものは除く。
9	特定通信回線利用権	
10	長期前払費用	システムのダウンサイジング後も必要となるもの、承継対象店舗にかかるもののみを対象とする。
11	貯蔵品	切手及び収入印紙を除く。
12	償却済債権	

## 2. 負債

承継会社に雇用契約が承継される従業員にかかる退職金債務

## 3. 契約上の地位及び権利義務

顧客との取引基本契約、承継対象店舗にかかる賃貸借契約その他消費者金融事業に関して更生会社が締結している契約上の地位及び権利義務

## 4. その他の権利義務

消費者金融事業の遂行に必要となるその他の権利義務（商標等知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用权及び実施権を含むが、これらに限られない。）

## 定 款

## 第 1 章 総 則

## (商号)

第1条 当社は、TFK株式会社と称し、英文では TFK Co., Ltd.と表示する。

## (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 消費者金融業
2. 前号に附帯関連する一切の業務

## (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

## (公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

## (発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、100株とする。

## (株式の譲渡制限)

第6条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を要するものとする。

## 第 3 章 株 主 総 会

## (招集)

第7条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

## (招集権者及び議長)

第8条 株主総会は、取締役が招集し、議長となる。

- 2 株主総会の招集通知は、各株主に対して、株主総会の1日前までに発する。但し、株主全員の同意がある場合は、招集手続を採ることを要しない。

## (決議の方法)

第9条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## 第 4 章 取 締 役

## (員数)

第10条 当社の取締役は、1名とする。

## (選任方法)

第11条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## (任期)

第12条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

## (報酬等)

第13条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監 査 役

## (員数)

第14条 当社の監査役は、1名とする。

## (選任方法)

第15条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## (任期)

第16条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

## (報酬等)

第17条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 計 算

## (事業年度)

第18条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

## (配当金の除斥期間)

第19条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附 則

## (定款の効力発生日)

第1条 この定款中変更に係る部分は更生計画認可決定日から効力を生じるものとする。

## (発行可能株式総数に関する特則)

第2条 第5条の変更の効力は更生計画による募集株式発行の効力発生のときに生じるものとする。

## (事業年度の特則)

第3条 第18条の規定にかかわらず、平成22年11月1日(更生手続開始決定日の翌日)に始まる事業年度は、更生計画認可決定日をもって終了し、その翌日から始まる事業年度は、同日以降最初に到来する3月31日をもって終了する。